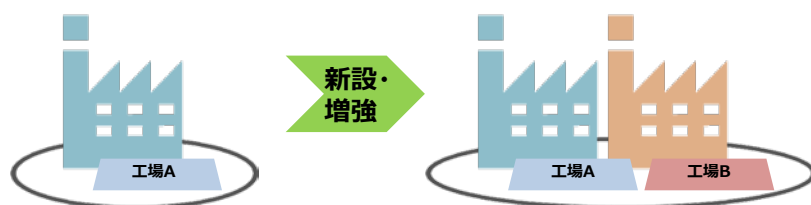


「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」と併用できる税制優遇※があります！

■ 工場を増強・新設

⇒ **地域未来投資促進税制を活用できます！** (※)

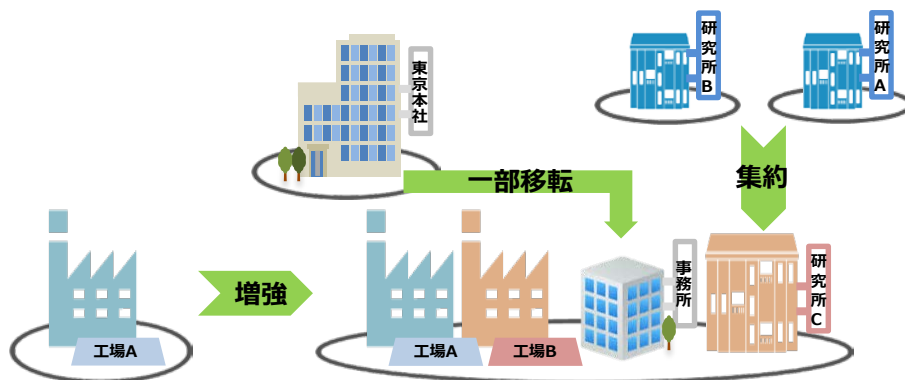
- ✓ 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内生産ライン・工場の増強や、需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材の工場等の増強・新設。



■ 工場と併せて、事務所や研究所を増強・新設

⇒ **地方拠点強化税制を活用できます！** (※)

- ✓ 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内生産ライン・工場の増強や、需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材工場増強に伴って、事務所を併設し、本社から管理部門の一部を移転、または新製品開発のための研究所を各地から集約し、併設。



税制優遇の詳細は裏面をチェック ✓

※「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の交付要件以外に、事前に各都道府県の認定を受ける等、一定の要件を満たす必要があります。

地域未来投資 促進税制

地域未来投資促進税制とは？【適用期限：令和2年度末まで】
地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業を行う際、
事業に必要な設備投資に対して、税制優遇を受けられます

- ※ 都道府県に「地域経済牽引事業計画」の承認を受け、事業の先進性などの一定の要件を満たしていることについて、国の確認が必要です。
- ※ 「圧縮記帳」の適用を受ける場合、取得価額は圧縮後の金額となります。

○ 建物・附属設備・構築物

特別償却：20% or 税額控除：2%

○ 機械装置・器具備品

特別償却：40% or 税額控除：4%

上乗せ要件を満たす場合 特別償却：50% or 税額控除：5%

地域未来投資促進法ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

地方拠点 強化税制

地方拠点強化税制とは？【適用期限：令和3年度末まで】

- ① 地方で本社機能を有する施設（事務所、研究所、研修所）を新設/増設する場合に、建物等の取得費用に応じて、税制優遇を受けられます。
- ② 地方で新たに従業員を雇い入れる場合などに、その増加数に応じて、税制優遇を受けられます。

- ※ 都道府県に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の承認を受け、従業員の増加数などの一定の要件を満たすことが必要です。

○ 東京23区から地方へ移転する場合

① 特別償却：25% or 税額控除：7%

② 初年度の税額控除：一人当たり、最大 90万円

3年間の適用期間における税額控除：一人当たり、最大 170万円

このうち、最大 120万円は、①と併用可能

○ 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合

① 特別償却：15% or 税額控除：4%

② 初年度の税額控除：一人当たり、最大 30万円

地方拠点強化税制ウェブサイト

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

お問合せ先

<詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを！>

(地方拠点強化税制全般について)

(地域未来投資促進税制について)

☎ 03-3501-0645

☎ 03-3501-1587

内閣府 地方創生推進事務局
(経済産業省 地域企業高度化推進内)

経済産業省 地域企業高度化推進課